社協だより
2019年　4月号
No.72

しあわせ

編集発行／河合町社会福祉協議会　〒636-0061 奈良県北葛城郡河合町山坊24番地3
河合町総合福祉会館「豆山の郷」内
☎0745-58-2734
FAX0745-56-3820

2019年度

昔あそび体験学習の協力に行きました！

ゴム鉄砲体験の様子

こま回しの様子

福祉教育推進事業の展開も行っている社会福祉協議会では、平成31年2月8日（金）河合第一小学校の生活科の一環で1年生を対象に、日本の古くからある遊びを体験することにより、現代との違いや昔の文化にも触れることを目的に、地域のボランティアさんの協力を得て、昔あそび体験学習のお手伝いをしてきました。1グループ7～8人のグループに分かれ、時間を決めて順番に体験ごとの名人（ボランティアさん）の指導を受けながら体験を行いました。

生徒たちも、最初はなかなか上手にできませんでしたが名人の指導と回数を重ねるうちにとてもうまく、楽しく遊んでいました。

だるま落としの様子

めんこの様子

お手玉の様子

昔あそびの種類

お手玉、ゴム鉄砲、だるま落とし、めんこ、コマ回し

体験後の感想

最初は、うまくできなかったけど、できるようになってうれしかった。全ての体験が、面白く楽しかったです。昔あそびが、こんなに楽しいとは思いませんでした。

ふり返り

現在では、スマートフォンや電子機器等によるゲーム遊びが主流になり、目を酷使し、体を使うことが少なく、1人で遊ぶものが多くなっています。昔あそびは、遊びの道具を作ることから始め、友達同士で言葉を交わしながら行うものが多く、人と人とのコミュニケーションをとることも含まれています。また、それを使って体を動かし、目の前の相手と競い合うものや複数で行うものが多く、体験してくれた生徒たちも無意識に喜怒哀楽を共有していたのではないかと感じました。

必ずしも、現代の遊びが悪いということではありませんが、昔あそびが無くならないように伝えていくことが、大切ではないかと感じました。

※一緒に昔あそび体験を行ってくれる方、ご興味のある方などいらっしゃいましたら
河合町社会福祉協議会まで是非ご連絡ください。

日本赤十字社にご協力お願いします。

住民の皆さまには、赤十字事業の推進に日頃より格別のご支援とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。活動の一部として、「国内災害救護」、「救援物資の備蓄と配布」、「救護看護師の養成」、「青少年赤十字」、「国際活動」、「血液事業」等災害時及び災害に備えた活動にも力を入れております。このような赤十字活動は、日赤奉仕団、地域の皆さまからの「会費」、「寄附金」やボランティアの方々により支えられています。

寄附金は払込取扱票でゆうちょ銀行からの協力、または社会福祉協議会でも受付しております。

皆さまのご協力よろしくお願いします。

社協だより『しあわせ』に有料広告を募集しています（広報紙）

社会福祉協議会では、社協だより『しあわせ』に掲載する広告の募集を行います。企業や団体のイメージアップ等にぜひ広告掲載のご検討をお願いします。なお、連続掲載申込みをすることで広告掲載料の割引がありますので、併せてご検討をお願いします。

1．掲載場所　社会福祉協議会　社協だより『しあわせ』
2．掲載期間　平成31年７月号～
3．掲 載 料　規格（１コマ）　縦５㎝　×　横９㎝
色調　２色
１コマ単発　１０，０００円（税込）
年度３回以上　８，０００円（税込）×回数
4．申込方法　有料広告掲載申込書（様式第１号）に広告案を添えて発行日の１ヶ月前までに申込みしてください。内容を審査し、掲載の可否をお知らせします。

ボランティア活動保険のご案内

ボランティア活動中や活動場所への往復の途上で、ケガをしてしまった、あるいは人にケガをさせてしまった、物を壊してしまった、自分が怪我をしてしまった！そんな万が一の事故を補償する保険です。ボランティア活動をする方は是非とも加入をお勧め致します。

社会福祉協議会の窓口にて手続きの受付をしています。

ボランティア活動保険掛け金

基本	Aプラン	350円
	Bプラン	510円
天災	Aプラン	500円
	Bプラン	710円

※加入プランにより補償金額等がかわります。
※ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス補償も随時受付しています。

社協だよりの詳細、ご質問につきましては……

河合町総合福祉会館『豆山の郷』内　河合町社会福祉協議会までご連絡ください。

☎ 0745-58-2734　FAX 0745-56-3820

ボランティア講演会を開催致しました!

講演会の様子

近年、人口減少や核家族化が進む中、人と人とのつながりが薄れ、身近に話を聴いてくれる人がおらず、悩みや不安、寂しさを抱えている方が増えてきている状況です。

会話することが人と人とのコミュニケーションの第一歩であり、友好な関係性を築くヒント（より良い聴き上手）が盛り込まれた講演会を、下記のとおり開催致しました。

ご参加いただいたボランティア活動者の方々をはじめ、今後、温かいつながりのある輪が広がっていくことを願っています。

【開催日程等】

開催日時 平成31年3月2日(土)午後1時30分～午後3時30分
開催場所 豆山の郷内　1階　研修室
講　　師 小島　俊久　氏(臨床心理カウンセラー・臨床心理療法士)
内　　容 講演「より良い聴き上手になるために」
参 加 者 41名

【参加者の声】（一部抜粋）

●「ボランティアの在り方が分かりやすかった」（男性）
●「聴くということが深く、とても勉強になった」（女性）
●「ぜひ、傾聴に関する講座を開いてほしいと思いました」（女性）など

講演会の様子

講演会の様子

※傾聴ボランティアやボランティア活動にご興味のある方は、社会福祉協議会までご連絡ください。

河合町ボランティア連絡協議会からのお願い

河合町ボランティア連絡協議会は、町内のボランティア６団体による構成で、事務局を社会福祉協議会に置き、連携を取りながら、定例的な情報交換や、ボランティア研修などを行いボランティア活動の充実を図るため、様々な取組みを行っています。

しかしながら、各ボランティア団体で高齢化が進み、継続したボランティア活動を行う上で、新たな活動者を見つけることが急務であると感じています。

現在、ボランティアの必要性が高まってきており、今後さらに増えていくでしょう。

少しでもボランティアに興味がある方や現在、活動中の方もしくは団体様、河合町のボランティア発展の為、河合町ボランティア連絡協議会の活動に参加してみませんか？

ボランティア活動を通して、仲間づくり、生きがいを見つけましょう！

詳しくは、事務局までご相談ください。

■お問い合わせ／
事務局：河合町社会福祉協議会
☎ 0745-58-2734
FAX 0745-56-3820

【河合町ボランティア連絡協議会構成団体】（平成 31 年 3 月末現在）

◆**河合町ボランティア福寿会**…配食サービス調理、福祉作業所等への協力
◆**満福豆**…配食サービス調理、その他社協主催行事等への協力
◆**ふれあいまちづくりの会**…あいさつ運動、各種行事への協力
◆**手話サークル「かわい」**…手話の啓発、ろう者との学習や交流等
◆**配食ボランティア**…配食サービスの配達、各種行事等への協力
◆**傾聴ボランティアの会**…傾聴ボランティア活動（施設や個人宅訪問）

生活支援体制整備事業について

（受託事業）

はじめに

生活支援体制整備事業とは、住み慣れた地域で自分らしく、いつまでも暮らし続けることができる体制を整備することです。（住民主体の支え合い活動の促進）

介護保険だけでは、高齢者の生活の全てを支えることが困難であり、介護サービスにおける人材不足も予想される中、介護保険で解決できない日常生活における問題を地域の連携力（福祉力）を高め、住民主体による活動を創出したり、支援を行いながら、減少傾向にある地域コミュニティの再生、様々な地域ニーズに対応するための各種関係機関とのネットワーク強化等を、地域住民の皆様と共に実践していく事業です。

現　状

平成29年度から社会福祉協議会が委託を受け、事業推進役としての生活支援コーディネーターを配置。また、事業推進における連携強化のため福祉部を中心に規範的統合（共通理解）を行い、行政・社協・地域活動団体等の方々を招いた推進会議を開催しました。

（推進会議の主な協議内容）

- 事業における参加者の共通理解
- 今後の方向性について…次年度の活動計画等

今後の進め方

- 話し合いの場（協議体）の設置
  住民／地域の課題と向き合い、解決するための方策を皆で検討していく場
- 地域への啓発
  地域フォーラムの開催、住民ワークショップ等の開催

キーワード

生活支援体制整備事業とは
「住民の」「住民による」「住民のための」
活動を支援する事業です！

地域包括支援センターからおしらせ

普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」をお持ちですか？

顔なじみの薬剤師がいる「かかりつけ薬局」を一つ決めておくことを、おすすめします。皆さんが使用する薬を一つの薬局でまとめて管理すると、複数の医療機関から同じ薬が処方されていることに気づいたり、相互作用※が起きるのを防ぐことができるからです。

また、薬局では、処方せんによる調剤のみならず、市販薬や健康食品の取り扱い、介護関連商品の相談なども行っています。たとえば、かぜのひきはじめや発熱したときに、薬剤師が症状に合わせて適切な市販薬を選ぶお手伝いをしたり、医療機関への受診をおすすめすることもあります。※注意を要する飲み合わせ

住民さんへのお願い

介護の不安や心配ごとも、薬剤師がお話しを伺い、薬と健康に関する幅広い知識をもとに解決策を提案します。複数の薬局に行くのではなく、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬局」を一つ、決める。そのためにぜひ一歩、行動を起こしてみてください！

薬局薬剤師の活動

薬局薬剤師は、皆さんの健康サポーターとして薬局内はもちろんのこと、薬局以外の場所でも活動しています。

一例として、在宅医療についてご紹介します。入院治療を受けた後は自宅に戻り、在宅で療養を継続する体制が、国の方針として推進されています。しかし、医療従事者がいない自宅で病状が急変したら・・・。

大丈夫！ 急変時にも安心して療養生活が送れるよう、医師や看護師、薬剤師などが連携し、チームを組んで在宅での療養に適したサポート体制を整えています。

薬局薬剤師も、薬に関するサポーターとして、その役割を担います。処方せんをお持ちでなくても薬や健康のことで不安があれば、ぜひお住いの近くのかかりつけ薬局を訪ねてみてください。必要に応じて地域の医療機関など、さらに詳しく相談できる窓口の紹介もしています。

ぜひ、お住まいの近くにかかりつけの薬局を持ち、信頼できる薬剤師を決めて、ご活用ください！

（奈良県薬剤師会西和支部より）

※この記事に関するお問い合せは、利用している薬局、お近くの薬局にご相談ください。
※その他、福祉の相談については、地域包括支援センターまでご相談ください。
☎ 0745-57-0200

日常生活自立支援事業

～あなたの生活をお手伝いします～

※このサービスでお手伝いできないこと
◇施設入所や入院時の保証人になること。
◇預かった資産を運用すること。
◇現金や不動産を預かること。など
サービスを利用するには手続きが必要です

◎日常生活自立支援事業とは？
高齢者や障がいのある方などで、介護などのサービスに関することや普段のお金の扱いについて不安をお持ちの場合に安心して生活ができるようにお手伝いします。

このようなことでお困りではありませんか？

福祉サービスを利用している時…
◆福祉サービスを利用したり変更したりしたいけど、手続きの仕方が難しい。
◆利用している福祉サービスに不満や要望があるけれど、どのように言ったらいいか分からない。

◎このようなサービスでお手伝いします
福祉サービスの利用のお手伝いをします
◆福祉サービスを利用したり利用をやめたりする相談のお手伝いをします。
◆福祉サービスの不満・疑問を解決する「苦情解決制度」の利用をお手伝いします。

大事な通帳や印鑑をすぐに置き忘れる…
◆大事な書類（通帳や権利証）、印鑑などを置き忘れる心配がある。

◎このようなサービスでお手伝いします
大切な通帳や印鑑、その他の書類をお預かりします
◆通帳や証書類、権利証、印鑑などを社会福祉協議会でお預かりします。

日ごろのお金の扱いが必要な時…
◆サービスの利用料や社会保険料や公共料金などの支払いがひとりでは難しい。
◆預貯金の払い戻しや預け入れがひとりでは不安がある。

◎このようなサービスでお手伝いします
ふだんの生活に必要な金銭管理のお手伝いをします
◆福祉サービスの利用料や公共料金など支払いの手続きや確認をお手伝いします。
◆生活費や預貯金から払い戻したり預け入れる時に同行したり、代行します。

ふだんの生活に必要な手続きがある時…
◆送られてくる郵便物や通知物がよく分からない。放ったままにしている。
◆行政や事業所の手続きが必要だけれど、ひとりでは分からない。

◎このようなサービスでお手伝いします
ふだんの生活に必要な手続きのお手伝いをします
◆家に届く郵便物を一緒に確認します。
◆行政や事業所での必要な手続きをお手伝いします。

【利用手続きの流れ】
①**相談受付**／ご本人、家族、近所の方、民生委員、ケアマネジャーなど、どなたからの相談でもお近くの社会福祉協議会で受け付けます。
②**訪　　問**／社会福祉協議会の職員が、ご本人を訪問し何にお困りかをおたずねします。
③**支援計画の作成**／「どのようなお手伝いを月や週に何回行うか」などをご本人と一緒に決めます。
④**契約の締結**／内容に問題がなければ、ご本人と社会福祉協議会が契約します。
⑤**サービスの開始**／契約のとおりに生活支援員が訪問し、お手伝いをします。
⑥**支援計画の見直し**／社会福祉協議会の職員が、サービスの内容を定期的に見直します。

【サービス利用料】
◎**利用料**／１時間あたり１，０００円（以降３０分ごとに５００円）
◎**交通費**／車やバイク：３００円　電車やバス：実際に支払った分
※生活保護を受給している方は、利用料・交通費とも無料です。

福祉有償運送事業をご存じですか？

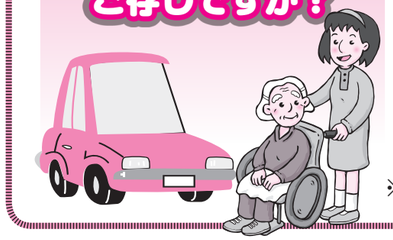

社会福祉協議会では、介護認定を受けておられる要支援の方・身体障害者手帳等をお持ちの方を対象に通院を主として送迎サービスを実施しております。また、木曜日と土曜日の２日間、町内限定ではありますが、買物・金融機関・公共施設の利用も可能。（一部利用できない場所もあります）
利用条件は、社会福祉協議会の会員への入会と福祉有償運送登録料が必要になります。
※ご不明な点がございましたらお問合せください。

社会福祉協議会では福祉用具や物品器具の貸出を行っております。

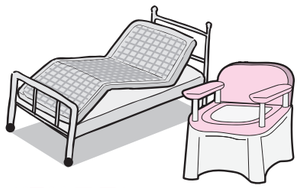

≪福祉用具≫
介護が必要となった場合、電動ベッドや車椅子等の貸出を行っています。ポータブルトイレやシャワーチェアもありますので、必要な方はお問合せください。
※社協会員の方は、１ヶ月無料でご利用できます。

≪物品器具≫
町内の方や団体に対して、イベント開催時に必要となった場合、鉄板、ポップコーン器具、金魚すくい用の水槽等の貸出を行っています。
※物品の貸出については有料です。

生活福祉資金貸付事業 ご案内

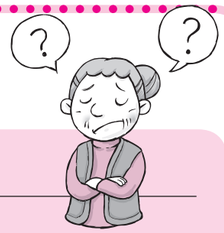

◎生活福祉資金貸付事業とは？
生活福祉資金貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

お問い合わせ
◆詳細な内容や借り入れ手続き等、わからないことは、お住まいを担当されている民生委員か、河合町社会福祉協議会までお問い合わせください。

【対象となる世帯】

低所得世帯
◆世帯収入が生活保護法に基づく生活保護基準の 1.5 倍程度の世帯

高齢者世帯
◆ 65 歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額の 2.5 倍程度の世帯。

障害者世帯
◆身体障害者世帯、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯。
◆通帳や証書類、権利証、印鑑などを社会福祉協議会でお預かりします。